

農業近代化資金の改正

農業経営高度化資金が農業近代化資金の1メニューとして追加されました。
 (従来の農業近代化資金も一般資金として引き続き借り入れできます。)
 農業者の経営改善や規模拡大等の**前向きな取組**をサポートします。

令和8年度
制度改正で
さらに
使いやすく！

制度改正の主なポイント (農業経営高度化資金)



個人の借入上限額の引上げ

改正前 改正後
 1,800万円 ▶ **2億円**
※特認7億円



法人等の借入上限額の引上げ

改正前 改正後
 2億円 ▶ **7億円**



償還期限の延長

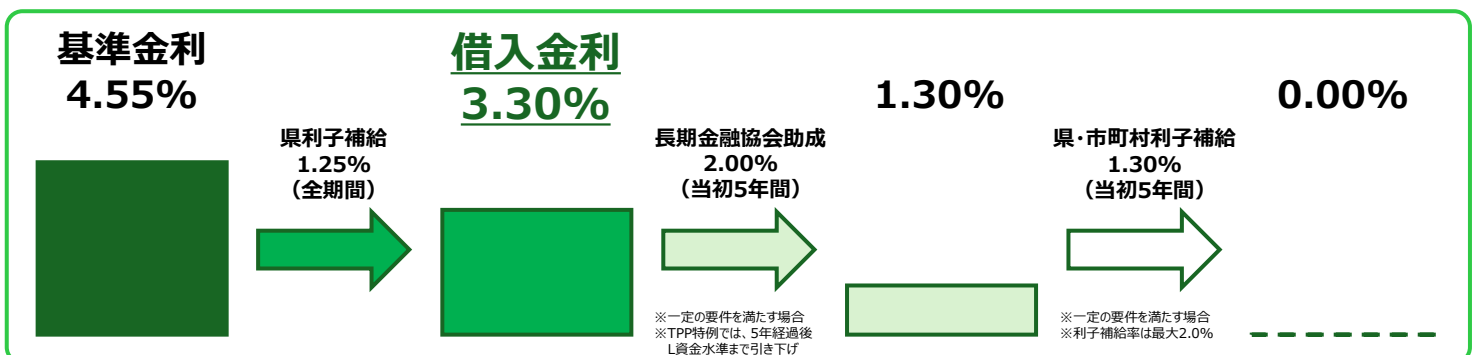
改正前 改正後
 15年以内 ▶ **20年以内**

農業経営高度化資金の貸付条件

※農業経営高度化資金は農業近代化資金の1メニューとして位置付けられます。

資金使途	1 施設や機械の購入	4 土地の改良・造成	拡充
	2 果樹の植栽・育成	5 長期の計画による運転資金、前向きな取組に係る借換え	拡充
	3 家畜の購入・育成	6 農地の取得	新設
借入対象者	①目標地区に位置付けられた農業者 ②1年以内に目標地区に位置付けられることが確実な者として市町村から証明を受けた農業者 ③①②以外で一定の要件を満たす農業者		
借入上限額	個人 2億円 (特認7億円) 法人等 7億円		
償還期限	20年以内 (うち据置7年以内)		
融資率	100%		

借入金利 (2026年10月1日時点) ※毎月変動するため、最新の金利については融資機関等へ確認してください。



※お手続き等につきましては、最寄りの融資機関、西臼杵支庁・各農林振興局 (農業改良普及センター) へ御相談ください。